

平成27年度 第5回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成27年8月21日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成27年度 第5回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成27年8月21日（金）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 4番 井手上治己
6番 柳葵 7番 久保良作 8番 上田静可
9番 中林 敬 10番 梶谷廣美

以上8名出席

- 欠席委員 3番 下名迫勝實 5番 尾家富千代

以上2名欠席

- 事務局員 事務局長 倉本文和
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹

●関係者

- 議事事項 議案第9号 農地法第2条非農地証明交付申請の承認について
報告第3号 平成27年度農業委員会委員等研修会について

- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。それでは、平成27年度第5回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員8名、欠席委員2名、欠席委員3番、下名迫委員、5番、尾家富千代委員です。高野町農業委員会会議規則第9条に

より規定数を超えておりますので、本日の委員会は成立しておりますので御報告をいたします。

それでは、事務局長より御挨拶を申し上げます。

事務局長 おはようございます。本日もお忙しい中、8月の定例会に御出席いただきましてありがとうございます。

天候のほうもお盆までは、非常に暑い日が続いたわけですけれども、最近になって少し涼しくなったと思ったら、また台風が近づいてきまして、先月も同じようなことを言うたと思うんですけども、動向が気になって果実への影響等ちょっと気になるところでございます。

さて本日ですけれども、後ろのほうちょっと事務局を見ていただくと、ちょっと後ろのほうに1名、座らせてもらっております。インターンシップといまして、大学生が職業体験をするということで、高野町にも職場体験にきています。公務員志望ということで、役場へ入ってくれています各課を回っているんですけども、きょうはちょうど、産業観光課の受け入れとなりまして、中西君といいます。ちょっと一言お願い。

中西 大阪電気通信大学3回生の中西と申します。よろしく申し上げます。

事務局長 ちなみに中西君は、高野山の釈迦文院さんの息子さんです。本人と面接の際におじいさんが、現管長、真言宗の管長さんです。どうぞ、きょう一日よろしく願いいたします。

それでは本日、議案1件、報告1件を上程させていただいております。慎重審議のほどを何とぞよろしく願いいたします。本日もよろしく申し上げます。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員につきましては、1番、井阪委員、2番、辻本委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出につきましては、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく願いいたします。

柳議長 おはようございます。今いろいろとお忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。

それでは次第に沿って行いたいと思います。

議案第9号、農地法第2条、非農地証明交付申請の承認について事務局より説明、お願いいたします。

事務局（倉谷全弘）

議案第9号、農地法第2条、非農地証明交付申請の承認について、別添の農地につき、農地法第2条農地でない旨の証明願いがあったので審議願いたい。平成27年8月21日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の申請は、1件でございます。

農地の所在は、花坂字・・・・・・番・・・・で、場所については次のページの図面をごらんください。

登記簿は畑、現況地目は山林となっております。農振区分については、農振農用地域外となっております。面積は1筆、合計1,038平方メートル。

申請者の住所氏名は、和歌山県・・・・・・番地の・・、・・・・氏となっております。

現地調査につきましては、7月2日に、事務局と上田委員と実施いたしました。委員より後ほど報告があります。

該当地は、昭和50年より以前から耕作を行わず、現在は近隣の山林よりつたや雑木等が侵食し、山林となっております。

以上のとおり、書類審査及び現地調査をしたところ、許可相当と考えております。

以上です。

柳議長

はい、ありがとうございました。

続きまして現地報告について、上田委員から、よろしく願いたいします。

上田委員

8番上田です。

本案件については、7月2日に事務局の門谷主査とともに現地調査を行いました。

申請地については、昭和50年以前より当該地において耕作を行わず、近隣の山林よりつたや雑木に侵食され、現在にいたっております。

事務局の説明のとおり、現地において農地法第2条の農地でない事に該当しないことを確認しました。

柳議長

ありがとうございました。

ただいま事務局及び担当農業委員より説明がありましたが、御意見などございませんか。

ないですか。何か言いたいことあったらお願いします。

各委員

（「異議なし」の声あり。）

柳議長

いいですか。

各委員 (「はい」の声あり。)

柳議長 御意見がないようですので、議案第9号について可決したいと思います。
どうもありがとうございました。
続きまして、報告第3号、平成27年度農業委員会委員等研修会について、事務局より説明お願いいたします。

事務局 (門谷佳彦)

報告第3号、平成27年度農業委員会委員等研修会について、和歌山県農業会議会長より、平成27年度農業委員会委員等研修会の開催通知があったので報告する。平成27年8月21日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

この研修でございますが、毎年行っている研修でございます。本年度も別紙の開催要領に基づき行う予定となっております。

今回の研修では、農地法の改正、農業委員会法の改正等を鑑みたことが大きな問題となり、この件についても研修会の中で報告等があるかと思えます。また、本年4月から地図情報として、公表されることが義務づけられております全国農地ナビについての関連する項目等も説明があるかと思えます。

日程につきましては、平成27年の9月11日の金曜日、昼1時30分から夕方4時までの間。場所にあっては、かつらぎ町総合文化会館。かつらぎ町役場の裏のところでございます。昨年度は岩出かな。岩出のあいあいセンターで行っていただいた分でございます。

研修課題としましては、先ほど申し上げたように、農業委員制度の改革についてのこと。また農地情報の公開と遊休農地に関する措置に関すること。農業者年金の管理促進に関すること。その他、中間管理機構の事業に関する場合がございます。

参加をされる方は、基本的には全員行ける方は行っていただきたいというのが、事務局の意向でございますが、日程等都合がつかない場合は、やも得ず欠席もあるかと思えますので、事務局まで出席される方はまた御報告をいただけたらと思えます。

なお、当日はですね、日当の支給を行うようになりますので、よろしくお願ひします。まだ、ちょっと農業委員会の日程が決まってない段階でございますが、理想としては9月11日の午前中に第6回の定例会を開催して、その後、昼から研修会に行っていただくのが一番効率的かと思うのですが、その辺も含めて、御意見もいただければと思えますのでよろしくお願ひいたします。

以上、報告を終わります。

柳議長 ありがとうございます。
 ただいま事務局より説明がありましたが、何か御質問などございませんか。ありがとうございます。

各委員 （「異議なし」の声あり。）

柳議長 それやったら。11日に。

事務局（門谷佳彦）

11日に午前中ですね、いつも10時からのやつを1時間か30分前倒しでやるようにしましょうか。その10時からやって、大体、来月の予定するのは3条の案件1件と2条の案件1件が確定しておりますので、おおむね40分ぐらいの審議案件になると思います。で、その他の事項があってもプラス10分ぐらいとしても、50分あれば十分、委員会としては閉会できるかと思しますので、11時に。

柳議長 1時半か。

事務局（門谷佳彦）

1時半にかつらぎだったら、普通に行っても、ここからだ40分もあれば、かつらぎのほうに。

柳議長 食事していない。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。40分プラス1時間見て。ちょっと半時間ほど。

柳議長 という意見ですけど、皆さん、どうですか。

各委員 （「異議なし」の声あり。）

柳議長 皆、出席ま、それで行けない人は、帰られる。

事務局（門谷佳彦）

40分で。1時間見ときましょう。で、11時に終わって12時について、1時間半、向こうで食事の時間を含めてもっていただいたら、十分大丈夫だということです。開催時間は、農業委員会通常通り10時、11時やらせていただくようにして、その後、各人で移動していただいて、我々もちょっと早目に会場のほうで手続をする関係あるんで、ここを片づけて会場の受付しておきますので、1時半ぐらいまでに産業文化会館のほ

うに、おいでなさいますようお願いいたします。で、一応4時までってなっていますけど、毎年のことなんですけど、1時間ぐらい早く終わります。

その後はまた各自で、御自宅のほうに。後日、事務局のほうから出張、当日参加された方は、日当旅費として指定された口座のほうに送金いたしますので、よろしくようお願いいたします。

柳議長

はい。では、今の報告3号については以上といたします。
続きまして、何か御質問、ほかのことで御質問ございませんか。

事務局（門谷佳彦）

事務局より1件、報告がございます。お手元に、またこんな要らんと思うんですけど。2015年の農業委員必携、4必携というのをお配りしております。この中にですね。今、今回行く研修のことのさわりであるとかですね。今、国の取り巻く農業委員会法、農地法の改正に鑑みたことであるとか、各地域における実例とかですね。いろいろ載っておりますので、業務に、参考にさせていただいたらと思います。また何かこの中で御不明な点がありましたら、事務局に聞いていただいて、わかる範囲で答えて、わからん場合はまた県の農業会議に聞くなりいろいろしますので、御活用いただければと思います。毎年あると思うんですけど。若干内容、変わっていますのでごらんください。以上でございます。

それともう1件ですけど、利用状況調査ですが、11日來月の定例会に提出いただけますよう、よろしくお願いいたします。今回ちょっと任命の委員さん方もういただきましたので、また残りの委員さんも、お忙しいとは存じますが、ことし意向調査をする予定をしておる関係で、早くいただければと思います。

以上でございます。

柳議長

ほかにないですか。
はい、どうぞ。

上田委員

8番、上田です。

農地ね、イノシシいるんです。うちの近所で、もと農地やったところをここ、橋本市の・・・・が購入されて、計画しとったんやけど、その計画頓挫してもう、荒れ放題、雑木等が生えてきたと。それで僕のほうから、電話してお願いしたんですけどね。刈るように。けど、私が買ったのは、この状態やったと。それでまあ、道路側の近くでシルバー人材センターが刈ったんですけどね。もうそこへ入って、そこで何して川を渡って家まで来るんよ。ほいでそれを農業委員会からその人宛てにね、何か言うてもらわれへんかなと。

事務局（門谷佳彦）

ええっと、その件に関して、そのこのところは5条申請において、農地の転用を行うように申請が平成23年の3月付で、許可指令が知事より交付された件でございます。その後、計画に向けて動いておったんですが、建築基準法の関係で当初の計画では、建築基準法の要件を満たさないということ、県のほうから指導を受けて、計画変更を行う予定をしておったところで、共同事業者である方が、病気になられて病気の治療に専念するので、一時期凍結をするというか、ちょっと工事を延期するというふうな話を聞いております。で、事務局としましては、一応農地法の許可転用後、完了するまでの間、最初の1カ月、その後6カ月、最終1年ごとに毎年事業状況報告をするように、指導しており、こちらのほうも利用状況報告を出すようにと文書通達をしておるんですが、3年ほど前から1度も出してない。で、文書のほうでも毎年、再三通告をする、かつ電話もするんですけど、電話が出られない。留守番電話に入れても返しが無いという状態が続いているところで、農地法上の話ですと許可したけど、実行する見込みがないという場合は、農地法52条で取り消し、許可の取り消しができることになるんですね。許可の取り消しというと、まあ言う所有権が戻るといことになりますので、戻られた方自体ももう既に、その日常生活に支障が出るほど、もう弱ってはる方なので、戻しても現実性がない状態、今の状況、要は草刈りをするとかという保全管理をできる状態ではないので、なかなかその辺が事務局としても、その取り消し処分というところまで、できかねるところがあるのは確かにあって、どうしようかと悩んでおるところで、例えば、新しい人がそこを買い取るっていう場合を、農場の許可取り消し処分をせずに、今の・・・さんという方から第三者に売買することで、農地法3条っていうのは、一つの方法としては、あり得るんですけど。なかなかその難しいところがあって、そこをね、取り消しってなると今度また事務局のほうで、実効性の担保をちゃんと取っているのかというところが今度、出てくるんですよ。その許可を出した時点における実効性の担保。だから要は、事業の見込みが甘いを見抜けてないということが、出てくるよと必ず。そうになると、なかなか難しい問題になってきて、現状する方法としては、農地法は一応5条で転用しても、転用事業が完了するまでは、あくまでも農地であるというのが法律上の規定になっていますので、もちろん毎年やられる農地法第30条の利用状況調査で遊休農地1号または2号になるんですね、1号に指定して利用意向調査を行うっていうのが、現行の法律であって、意向調査を出してこないとか、その出した意向に沿えへんようなことをしてた場合は、都道府県知事の調停とかってあるんですけど、これもまだ、ほぼ現実のない話が法律上あるんですね。今、やるとしては、うちからも再三まあ、今まで大体、年に1回ペースぐらいでしか通知してないんですよ。出すよ。それをもうちょっと、月1ぐらいに変えろとか、まあ半年、月1やったらちょっと細か過ぎるのかな。細かいぐ

らいでもええと思ったら、月1でもええさかいに、何せ送るんですけど、返ってけえへんです。

上田委員 そこへ電話かけてな。

事務局（門谷佳彦）

電話かけても。

上田委員

そしたらその履歴が残る。携帯にかけたら履歴が残っとるから向こうからかかってきたんですけど。こっちの、よう聞こえるんやけど、相手聞こえてへんよって、もう電話切るわ言うて、調子悪なったら電話切るわ聞こえへん、電話切るわって切られとる。

事務局（門谷佳彦）

まあ、この案件については、和歌山県のほうに相談はしているんですけど。なかなか難しいですねって言うて、それはわかっとるから聞いとんねんけど。そういう答えしかくれへん問題で、なかなか取り消し処分というのは、すごくやっぱり今度ね、農業委員会の許可行政処分になりますさかいに、まあそれを今度すると、それに対する不服申し立ても出てくるし。裁判沙汰になってくるかなという感じにもなってくるし。まあね、買った人が買った状態がこうやさかいていうのは、理屈としてはわかるけど。まあ、隣接する農業者に影響を及ぼしてきているというのも、重々承知をして、何かその辺だけたまにちょっと刈りに来とるとかっていうたり。

上田委員 ほんまな。

事務局（門谷佳彦）

1メートルほど。

柳議長

指導を相手にしたけど、ちょっとしか刈らなかつたの。

上田委員

ほんまちょっとだけ刈っただけ。

事務局（門谷佳彦）

なんでまあね、今度それこそ、来月の11日にかつらぎへ行く途中なんで、1回まあ、皆さんに現場の現状を見ていただいた上で、今後の対策なんかも、定例会の中で、まあ言う方針を決めていって、何とかしていくのかなと、しか仕様がないうすね。

井手上委員

私、話の一部ちょっとその経緯少ししか他の人、知らんと思うんですよ。

事務局だけしかわかってないんで、時系列にちょっと並べてもうて、ちょっとその半ペラ1枚でも、その時系列にこう経過を書いてもらったら、どんな経緯で、どないなっというってというのが、わかると思いますので、ちょっとそれをお願いしたい。

事務局（門谷佳彦）

それはもう事務局でも整理していますので、また、ちゃんと定例会のときにそれを今後の対策の議題として、そのときに上程として挙げて、その上で次の方向を考えていこうとは思っていますけど。どうしよ、来月の委員会ぐらいに間に合ったら、とりあえず経緯ぐらいまで挙げて、で、現地を見たりして、今後の対策も含めてちょっと考えていかなしやあないですけど。まあ、そういう人ってね、農業委員会会長って書いた文書を判こを押して出したって、見たらくちやくちやっとならめてほるか、もうそれこそ、農業委員会の封筒が来たら開けもせんとほられるか、どっちかなんでしょうけど。それで、めげとったらだめで、送るときは大体、簡易記録で送っています。そういう人らとか許可書に関しては。だから、帰ってきてないので、本人に受け取りか、本人の家族が受取印押して、受け取ってくれているのは受け取っているんですけど。開けとるか開けてないかまでは、なかなかね、パソコンのメールやったら開けたら通知くるとかってわかるんですけど。そんなもんでもないのでね。

まあ、一度その今御指摘のあった2件となんで、来月の委員会までに間に合うようでしたら、その何らかの方法で対策を考える協議か何か、案件で出すようにして。まあ、ちょっとね、今よそにもそんなことないかって、聞いたんですけど。基本的に、農振地域があって、除外するのに1年以内に転用する見込みがないのは、基本的には除外しませんよってということ。転用したときに、大規模でない限りは、事業計画期間内に終われへんということ。緊急性がないと、いわゆるその転用の必要性がないよ。今慌ててせなあかんということじゃないやんっていう中でいうたら、農地法の中では許可できない項目に挙がってくるって言われた。そない言われたら、そうやなど。その辺がちょっと、なぜその23年にやって、まあ病気っていうのは、やも得ない状況かもしれんけど。それにしても、計画変更が一個も出してないっていうのがあるので。理由にならへん。

柳議長 はい、そういうことで、よろしく申し上げます。
 ほかにはないですか。
 ないですか。

各委員 （「ありません」の声あり。）

柳議長 はい、それではなかったら、これで、きょうの第5回の協議というか定

例会、終わりたいと思います。

*****午前10時34分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成27年8月31日

会 長 _____

署名委員 1 番 _____

署名委員 2 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。